

賃 貸 借 契 約 書
(長期継続契約)

- | | | | |
|------------|--|---|---|
| 1. 物 件 名 | サーバー機器賃貸借 | | |
| 2. 納 入 場 所 | 千葉県東金市三ヶ尻 3 4 0 番地
東金市外三市町清掃組合総務課内 | | |
| 3. 契 約 期 間 | 契約締結日の翌日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日 | | |
| 賃貸借期間 | 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日（6 0 ヶ月）
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約） | | |
| 4. 賃 貸 借 料 | 金 | 円 | |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | | 円 |
| | 翌年度以降の賃貸借料予定額は次のとおりとする。 | | |
| | 令和 9 年度 | 金 | 円 |
| | 令和 1 0 年度 | 金 | 円 |
| | 令和 1 1 年度 | 金 | 円 |
| | 令和 1 2 年度 | 金 | 円 |
| | 令和 1 3 年度 | 金 | 円 |
| 5. 賃貸借料の支払 | 月額金 | 円 | |
| | （うち消費税及び地方消費税相当額 ）とする。 | | |
| 6. 契約保証金 | 免 除 | | |

上記の事業について、東金市外三市町清掃組合(以下「甲」という。)、株式会社内田洋行(以下「乙」という。)、(以下「丙」という。)は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲	住 所	千葉県東金市三ヶ尻340番地 東金市外三市町清掃組合
	氏 名	管 理 者 山 下 美 紀

乙	住 所	東京都江東区東陽二丁目3番25号 株式会社内田洋行 営業統括グループ取締役上席執行役員
	氏 名	営業統括グループ統括小柳諭司

丙	住 所	
	氏 名	

(総則)

第1条 甲、乙及び丙は頭書の賃貸借に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 乙及び丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(賃貸借料の支払)

第3条 丙は、賃貸月の翌月に別表に掲げる賃貸借料に消費税を加えた額を発注者に請求するものとする。

2 甲は、受注者から賃貸借料の適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

3 前項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、丙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求できるものとする。

(契約内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には賃貸借契約の内容の変更、賃貸借契約の一時中止又は契約の解除をすることができる。この場合において賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(物件の納入)

第5条 乙は、物件を発注者の指定する日までに発注者の指定する場所に納入し、甲が使用できる状態に調整しなければならない。

(物件の検査)

第6条 甲は、乙から物件の納入を受けたときは、10日以内に物件の規格、仕様、性能等について検査しなければならない。この場合において、検査に合格しなかったときは、甲は、乙に物件の修理又は取替えを請求することができる。

(物件の保管及び使用方法)

第7条 甲は、設置場所において、この物件を保管し、又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用してはならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、物件が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対しその修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の

追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は同時に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第9条 甲は物件に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、乙に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が甲の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 8 引渡しを受けた物件の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙が

発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(発注者の催告による解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 甲の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) その他契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 甲は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の物件を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 物件の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第14条又は第15条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項第4条第1項に該当するとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 甲は、第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第13条 甲は、乙及び丙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき。
- (2) 成果品に契約不適合があるとき。

- (3) 第10条又は第11条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第10条又は第11条の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 履行の完了前に、乙及び丙がその債務の履行を拒否し、又は乙及び丙の責めに帰すべき事由によって乙及び丙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙及び丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙及び丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項1号の損害金の額は賃貸借期間の総額（履行部分があるときは相応する金額を控除した金額をいう。以下「賃貸借料の総額」という。）に、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第12条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （受注者の催告による契約解除権）
- 第14条 乙及び丙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （受注者の催告によらない契約解除権）
- 第15条 乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当するとき、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定により、甲がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 第4条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料の総額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 甲の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 乙及び丙は、前2条に定める場合が乙及び丙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第17条 丙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除に伴う措置)

第18条 第10条、11条、14条、15条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する賃貸借料相当額を支払うものとする。

(予算の減額又は削除の伴う解除等)

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 乙及び丙は前項の規定による契約の変更又は削除があった場合により損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲と乙及び丙が協議して定めるものとする。

(物件の返還)

第20条 賃貸借期間が満了、契約解除その他の事由によって契約が終了した場合には、物件を丙に返還するものとし、経費は丙の負担とする。ただし、再リースする場合はこの限りではない。

(秘密の保持等)

第21条 乙及び丙は、発注者の契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(補 則)

第 22 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。